

神奈川県中小企業家同友会役員選出規程

第1条（目的）

この規程は、神奈川県中小企業家同友会規約に基づく役員（代表理事、副代表理事、理事をいう）の選任に関し公平かつ円滑な選出をはかるため必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（選出の方法）

理事会は、代表理事候補者を、正会員のうち別表に定める基準を満たす者から選出しなければならない。

- 2 理事会は、代表理事候補者を、経営指針を成文化し社員を雇用している経営者（個人事業主を含む）で、支部例会及び全県行事への参加率70%以上の会員を選出することに努めるものとする。
- 3 代表理事候補者は、現行の正副代表理事及び事務局長が推薦し理事会で選出する。

第3条（副代表理事の選出）

副代表理事候補者は、現行の正副代表理事及び事務局長が推薦し理事会で選出する。

第4条（理事候補者の選出）

支部、委員会、部会及びブロックは、支部、委員会、部会及びブロックの長を理事候補者として、その信任を役員選考委員会（以下「委員会」という）に諮り理事候補者を決定する。

- 2 支部、委員会、部会及びブロックは、支部長、委員長、部会長及びブロック長が改選予定の場合、支部長、委員長、部会長及びブロック長の候補者を委員会に諮り推薦候補者を決定する。
- 3 支部長、委員長、部会長及びブロック長の選出は、支部、委員会、部会が定める基準の他、別表に定める基準を満たさなければならない。
- 4 支部、委員会、部会及びブロックの長は、活動の継続性を担保するために、現行の副長を選出するものとする。但し、現行の副長を選出できない場合はこの限りではない。

第5条（役員任期）

役員在同一役職（ブロック長、支部長、委員長、部会長）の任期は1期を2年とし、最長3期6年までとする。

- 2 正副代表理事はその職務の継続性及び対外性を勘案し、最長5期10年までとする。

第6条（通告）

代表理事は、理事の被推薦者の氏名を役員改選の行われる年の総会の前に開催される理事会までに委員会の委員長に通告するものとする。

第7条（役員選考委員会）

役員選考委員会は、理事会の決議により、理事の中から若干名を選出し、次によることとする。

- (1) 委員会の委員長は、委員の互選により決定する。
- (2) 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- (3) 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

- 2 役員選考委員会は、代表理事、副代表理事及び理事の候補者が別表に掲げる基準を満たしていることを確認しなければならない。

第8条（推薦候補者の決定）

委員長は、第6条の規定により代表理事より通告があったときは委員会を開催し被推薦者の信任を当該委員会に諮り、理事候補者を決定する。

第9条（総会による選任）

前条までの規定により選出された理事候補者を総会に諮り、理事に選任することの議決を経なければならない。

第10条（附則）

この規程の改廃は理事会にて行う。

（2023年11月8日理事会において一部改定）

【別表（役員選考基準）】

役員	基準
代表理事 副代表理事	(1) 理事経験のある者 (2) 代表理事経験のない者 (3) 同友会運動の推進について組織的能力を有し責任体制を維持できる者
理事	(1) 次年度において正会員の資格を有する者 (2) 会費未納がないこと (3) 在籍3年以上の者 (4) 幹事・委員経験者 (5) 理事会が主催する役員研修会の受講（就任予定の総会前2年以内に1回以上の受講） (6) 同友会運動を積極的に推進する者 (7) 諸会議・諸行事に出席が可能な者であること